

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意見	対応
宇都宮市	生活安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者へ入庫時の安全確認の徹底について周知啓発をお願いします。</li> <li>・防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口付近には見通しを阻害する構造物等の設置は行わず、又、出口には停止線の路面表示を行うことで、帰宅車両の一旦停止を促し、横断歩行者の安全を確保いたします。</li> <li>・防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考に設置いたします。</li> </ul>
宇都宮市	環境保全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各環境法令 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は、法令に基づく届出日までに提出してください。</li> <li>2 騒音及び振動 特定建設作業実施届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 特定建設作業を実施する場合は、工事の7日前までに、法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出してください。</li> <li>3 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守してください。</li> <li>4 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意をもって対応してください。</li> </ol>	<p>左記、関係法令に該当する届出が必要な場合には、法令に基づく届出日までに届出書を提出いたします。</p> <p>特定建設作業を実施する場合は、工事の7日前までに、「特定建設作業実施届出書」を提出します。</p> <p>各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守いたします。</p> <p>周辺住民等から苦情・相談が発生した際には、対策を含め誠意を持って対応いたします。</p>
宇都宮市	ごみ減量課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（以下「条例」という。）を遵守し、廃棄物を適正に処理してください。 特に、焼却ごみ（事業系一般廃棄物）の中に産業廃棄物（廃プラスチック類など）や資源化できる紙類（メモ用紙や空き箱など）を混入させないように、分別の徹底に努めてください。</li> <li>・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」は、条例施行規則第2条の3に規定する「事業用大規模建築物」に該当することから、条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」を提出してください。 また、条例第3条の4第1項に基づき「事業系一般廃棄物減量等計画書」を年度ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例を遵守し、廃棄物の適正処理に努めます。また、店舗から排出される廃棄物等は資源物と廃棄物とが混在しないよう分別保管を徹底いたします。</li> <li>・条例第3条の5に基づき店長を廃棄物管理責任者に選任し、選任した日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届出書を提出いたします。 また、事業系一般廃棄物減量等計画書を年度ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するなど、廃棄物の減量に努めます。</li> </ul>
宇都宮市	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市施設の区域内における建築物の建築に該当しないため、都市計画法第53条の許可は不要です。なお、当該地は市街化区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知しました。</li> </ul>

		<p>域の準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）に指定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地は令和6年8月23日付けで都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請をしており、技術基準に合致する場合は許可の見込みです。</li> <li>当該地は宅地造成工事規制区域外であるため、宅地造成等規制法第8条第1項に基づく宅地造成許可は不要となります。</li> </ul> <p>※ 現在、本市では「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）の規制区域指定及び運用開始に向け準備を進めている状況です。法の運用開始は令和6年10月2日を予定しており、市内全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定する予定です。盛土規制法運用開始前に開発許可を受け、盛土規制法の規制対象となる盛土等（切土2m、盛土1m、切盛り500㎡以上等）を行う場合は運用開始日から21日以内に届出が必要となるためご注意ください（工事着手必須）。また開発許可を受け、運用開始日までに工事着手していない場合は、開発許可申請を再度申請していただくこととなるため、ご注意ください。</p> <p>詳しい内容につきましては、市ホームページをご覧ください。また、都市計画課窓口までお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承知しました。 許可日：2024. 9. 17</li> <li>承知しました。</li> </ul>
宇都宮市	景観みどり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ10m超又は、建築面積1,000㎡超の建築物の新築等、一定規模を超える工作物の新設等、区域面積10,000㎡超の開発行為は景観法第16条に基づく届出を要します。（住宅地景観ゾーン）</li> </ul> <p>※ なお、「宇都宮市色彩景観ガイドライン」による色彩誘導を図っておりますのでご配慮ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観法第16条に基づく届出済みです。 届出日：2024. 8. 29</li> </ul>
宇都宮市	建築指導課	<p>照会の計画について、以下の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項による建築確認申請 ⇒栃木県建築基準条例の規定が適用されますので確認してください。</li> <li>建築基準法第88条第1項による工作物確認申請（高さが4mを超える広告塔その他これらに類するものの場合）</li> <li>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく手続き</li> <li>宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づく手続き</li> <li>駐車場法に基づく手続き ⇒路外駐車場で駐車のために供する面積が500㎡以上となる場合は、適用となります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認申請提出済みです。 提出先：(株)確認サービス 許認可予定日：2024. 10. 30</li> <li>申請済みです。 申請日：2024. 9. 13</li> <li>建築物省エネ法 提出先：(株)確認サービス 許認可予定日：2024. 10. 30</li> <li>提出済みです。 申請日：2024. 8. 29</li> <li>料金徴収を行わないので、届出しませんが技術的基準に則った計画としています。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続き</li> <li>宇都宮市屋外広告物条例に基づく手続き</li> </ul> <p>※ 申請済の手続きや対象外の物件もありますので、法律などを確認し、適宜協議を行うなど必要な手続きを行ってください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出先：宇都宮市 建築指導課</li> <li>提出予定日：2024. 10. 03</li> <li>宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、協議済みです。</li> <li>協議日：2024. 6. 14</li> </ul>
宇都宮市	技術監理課	<p>届出書P 7(6)経路の設定等にある「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないよう努めてください。</p> <p>また、新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。</p>	<p>届出書P 7(6)経路の設定等にある「生活道路等への配慮」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないよう努めます。</p> <p>また、オープン後、周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策を行います。</p>
宇都宮市	道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施行承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第24条）</li> <li>法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「法定外公共物工事施行許可申請」が必要となりますので、事前に協議してください。（宇都宮市法定外公共物管理条例第4条）</li> <li>搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮してください。（道路法第43条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第3条）</li> <li>今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行してください。（道路法第22条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第16条）</li> <li>他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担してください。（道路法第58条）（宇都宮市法定外公共物管理条例第16条）</li> <li>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事施行承認申請について、承認済みです。</li> <li>承認日：2024. 9. 9</li> <li>法定外公共物からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、事前に協議を行います。</li> <li>搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮いたします。</li> <li>承知しました。</li> <li>承知しました。</li> <li>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、事前に協議を行い</li> </ul>

		<p>許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(道路法第32条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定外公共物(道路・水路等)に工作物の新築、改築又は除却すること、流水水面又は敷地を占有することなど、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、「法定外公共物占有許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(宇都宮市法定外公共物管理条例第4条)</li> </ul>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定外公共物(道路・水路等)に工作物の新築、改築又は除却すること、流水水面又は敷地を占有することなど、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、事前に協議を行います。</li> </ul>
宇都宮市	学校健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路であることから、(直接的な通学路ではないが)工事を行う際、通学登下校中の児童生徒の安全確保に充分努めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事等において、通学登下校中の児童生徒の安全確保に努めます。</li> </ul>
栃木県	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、宇都宮市都市計画課に確認してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出の要否について宇都宮市都市計画課に確認を行います。 土地の売買等は行わないため、届出は不要。</li> </ul>
栃木県	県民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いいたします。</li> <li>図書类等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行います。</li> <li>図書类等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う際には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等は行わないよう必要な措置を行います。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行います。</li> </ul>
栃木県	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>静穏保持に努め、周辺住民から苦情等が発生した場合には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。</li> </ul>
栃木県	資源循環推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</li> <li>栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロスの削減等、廃棄物の排出を抑制するとともに、エコマークの認定商品等の取扱い拡充等、循環型社会の形成に資する取組について検討いたします。</li> <li>食品ロス削減に資する取組について検討いたします。</li> </ul>

		削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	
栃木県	交通政策課	新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	オープンに伴い、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
栃木県	道路整備課	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。	—
栃木県	道路保全課	意見なし	—
栃木県	上下水道課	汚水処理計画及び雨水処理計画については、宇都宮市担当課と協議してください（回答不要）	—
栃木県	都市政策課	<p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宇都宮市景観計画に定める行為の届出の要否について、宇都宮市景観みどり課と協議してください。 (協議先：宇都宮市景観みどり課 TEL 028-632-2568)</li> <li>屋外広告物を設置する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議してください。 (協議先：宇都宮市建築指導課 TEL 028-632-2573)</li> </ul> <p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、宇都宮市NCC推進課と協議してください。 (協議先：宇都宮市NCC 推進課 028-632-2563)</li> <li>自動車の駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、宇都宮市建築指導課（駐車場法担当）に確認してください。 (協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2575)</li> <li>駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。</li> </ul> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関する手続きについて、宇都宮市都市計画課と協議してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇都宮市景観計画に定める行為の届出について、提出済みです。 協議日：2024. 6. 14</li> <li>宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、提出済みです。 協議日：2024. 6. 14 申請日：2024. 9. 20</li> <li>宇都宮市NCC推進課に届出提出済み。 協議日：2024. 8. 29</li> <li>宇都宮市建築指導課に確認しました。 確認日：2024. 8. 8</li> <li>栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）を参考に防犯対策に努めてまいります。</li> <li>宇都宮市都市計画課と協議を行いました。 協議日：2024. 6. 7</li> </ul>

		<p>(協議先：宇都宮市都市計画課 TEL 028-632-2883)</p> <p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第29条の開発許可の可否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。</li> </ul> <p>(協議先：宇都宮市都市計画課 TEL 028-632-2641)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為許可申請済みです。</li> </ul> <p>許可日：2024. 9. 17</p>
栃木県	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見なし</li> </ul>	—
栃木県	建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）について、宇都宮市建築指導課（TEL：028-632-2573）と協議願います。</li> </ul> <p>なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp）まで報告願います。</p>	<p>&lt;各申請等提出先・提出予定日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築確認申請 提出先：(株)確認サービス 許認可予定日：2024. 10. 30</li> <li>●建築物省エネ法 提出先：(株)確認サービス 許認可日：2024. 10. 30</li> <li>●建設リサイクル法 提出先：宇都宮市 建築指導課 提出予定日：2024. 10. 03</li> <li>●バリアフリー法：対象外 やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例 提出先：宇都宮市 建築指導課 提出日：2024. 8. 29</li> </ul>
栃木県	警察本部 交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年8月8日、事前協議終了。</li> </ul> <p>今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と再協議いたします。</li> </ul>
栃木県	経営支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導事項等なし</li> </ul>	—